

時事評論

現代を

読む

森本あんり

(国際基督教大学教授)

1

内なる確信

裁判員制度がもたらすもの

5月から日本でも裁判員制度が始動する。市民が参加するのは、刑事裁判のうち重大事件を扱うものの一審だけであるが、巷の声はただ「及び腰」である。理由の一端は、「お上」による「お白州」裁判という昔ながらの考え方にある。けんかの仲裁は、当事者たちの上に立つ者がするのであって、仲間内でお互いを裁くのは寢覚めが悪い。これに対し、陪審制の伝統は、まさにこの仲間内での裁判に正統性を賦与するものである。貴族は、同じ階級の「同格者」による裁判にのみ服する、というのが中世以来の権利であった。だから今日でも、陪審員は基本的に同じ地域社会の「隣人」から選ばれるのである。

近代の司法制度は、それぞれの社会がもっていた仲裁や和解の作法を国家の一元的な管理の下に集約させて作られたものである。それによって正義の基準が公平になり、私的な報復はなくなったかもしれないが、

傷つき破れた交わりを修復する共同体本来の自発的な能力は国家に召し上げられてしまった。市民の参加は、閉鎖的で硬直した日本の司法慣行を再検討し民主化する重要な一歩となるはずである。

ところで、わたしはもう一つ、この制度に秘かな期待を抱いていることがある。それは、裁判員に求められる「内なる確信」が日本人の意識を少しずつ変革することになるのではないか、という期待である。日本の精神風土では、善悪正邪の判断はあくまでも主観的なもので、状況次第でどうにでもなるものと考えられている。「確たる信念」や「揺るぎない良心」などというものは、独断的で偏狭で頭が固いことの別名にすぎない。

しかし、裁判員として判決に関与する場合には、各人が最終的には「内なる確信」を抱くことを求められる。近代の訴訟法は「自由心証主義」を取るため、事実認定や証拠評価に際

しての判断基準があらかじめ定められているわけではない。裁判員は、一人一人が自分の判断で「合理的な疑いを容れる余地がない」というところまで確信を抱かねばならないのである。

では、「合理的な疑い」とは何か。実はこれはもともと神学の用語で、事実認定ではなく道徳的確定についての疑いを意味していた(「キリスト新聞」2008年7月5日号拙論参照)。つまり、陪審員には疑い得ないほどの確固たる道徳的確定が必要なのである。陪審員の本来的な任務は、被告に刑罰を科すこと、道徳的な責任を担うことである。判決に陪審員全員の一致が求められたのも、全員でその道徳的な責任を共有するためであった。

日本の刑事訴訟ではしばしば「白偏重主義」が問題になるが、実はその由来にも陪審員の道徳的責任が関わっている。コモンローの伝統では、他の証拠がなくても自白だけでは

有罪とすることができ、それは自白の証拠価値が高いと考えられていたからではない。拷問や捏造による虚偽の自白は近代以前から知られており、その証拠能力を過大視することはむしろ戒められていた。にもかかわらず、被告は自白することを求められた。裁判の過程だけではなく、判決が出た後でも、絞首台の上でも、なお自白が求められたのである。それは自白が判決を下した者の道徳的な重荷を軽減するからである。

裁判員のつとめは重い。それは道徳的に重いのである。国民の多くが「及び腰」になるのも当然であろう。各人はそこで、究極的には神と当事者のみが知る真実に、あえて第三者として裁定を下し、隣人の命運を決するという責任を負う。そのとき人は、どうしても内なる良心の庭でひとり絶対者と向き合わざるを得ない。裁判員制度は、われわれの精神に垂直の空間を創り出すのではないだろうか。(もりもと・あんり)

有罪とすることができ、それは自白の証拠価値が高いと考えられていたからではない。拷問や捏造による虚偽の自白は近代以前から知られており、その証拠能力を過大視することはむしろ戒められていた。にもかかわらず、被告は自白することを求められた。裁判の過程だけではなく、判決が出た後でも、絞首台の上でも、なお自白が求められたのである。それは自白が判決を下した者の道徳的な重荷を軽減するからである。